

## 第 2 次奈良県地震被害想定調査検討委員会設置要綱

(名称)

第 1 本会は、第 2 次奈良県地震被害想定調査検討委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第 2 委員会は、奈良県に影響を及ぼす大規模地震が発生した場合に備え、本県の地震防災対策の前提となる基礎資料として、裏付けとなるべきデータ及び対策の方向性を明らかにするために実施する被害想定調査に対して必要な指導、助言を行うものとする。

(任務)

第 3 委員会は、次に掲げる事項について指導、助言を行う。

- (1)地震による被害想定に関すること
- (2)地震災害にかかる予防対策、災害応急対策等に関すること
- (3)地域防災計画の作成に関し必要なこと
- (4)その他必要と認められるもの

(組織)

第 4 委員は、別表に掲げる専門家及び県職員をもって構成する。

2 委員会に委員長を置き、専門家の互選により定める。

3 委員会に副委員長を置き、委員長の指名する者がこれにあたる。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 委員会は、委員長が召集し、議長となる。

2 委員会の会議には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第 6 委員会の事務局は、奈良県総務部消防防災課に置く。

(任期)

第 7 委員の任期は、平成 14 年 10 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。

(解散)

第 8 委員会は、その任務を達成したときに解散する。

(その他)

第 9 この要綱に定めるほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。